

<特別縁故者に対する相続財産分与>

1 概要

相続人の存否が不明の場合に家庭裁判所により選任された相続財産清算人が被相続人（亡くなった人）の債務を支払うなどして清算を行った後、家庭裁判所の相続人を検索するための公告で定められた期間内に相続人である権利を主張する者がなかった場合、家庭裁判所は、相当と認めるときは、被相続人と特別の縁故のあった者の請求によって、その者に、清算後残った相続財産の全部又は一部を与えることができます。

2 申立人(申立てができる人)

被相続人と生計を同じくしていた者
被相続人の療養看護に努めた者
その他被相続人と特別の縁故があった者

3 申立期間

相続人を検索するための公告で定められた期間の満了後3か月以内

4 申立先

被相続人の最後の住所地の家庭裁判所

被相続人の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(被相続人の最後の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

被相続人の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

5 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・800円分	
②	連絡用の郵便切手・・・ 500円切手×4枚 100円切手×2枚 94円切手×2枚 84円切手×8枚 20円切手×6枚 10円切手×3枚 5円切手×3枚 1円切手×4枚	
③	申立書1通・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※2	
④	申立人の住民票又は戸籍附票 ※3	
⑤	特別縁故関係を証する資料	

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 住所欄の電話番号は、昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話の番号でも可）。

※3 3か月以内に発行されたものを提出してください。

6 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）